

厚木市マスコットキャラクター「あゆコロちゃん」及びロゴマークの使用に 関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、厚木市マスコットキャラクター「あゆコロちゃん」及びロゴマーク（以下「キャラクター等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用基準)

第2条 キャラクター等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 厚木市（以下「市」という。）の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) その他市長が使用について適当でないとき。

(使用申請等)

第3条 キャラクター等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ厚木市マスコットキャラクター「あゆコロちゃん」等使用承認申請書（第1号様式。以下「使用承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が業務のために使用するとき。
- (2) 市立の小学校及び中学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

(使用承認等)

第4条 市長は、前条の規定により使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に厚木市マスコットキャラクター「あゆコロちゃん」等使用（変更）承認通知書（第2号様式。以下「使用（変更）承認通知書」という。）により通知するものとする。この場合において、市長は、使用条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に厚木市マスコットキャラクター「あゆコロちゃん」等使用（変更）不承認通知書（第3号様式。以下「使用（変更）不承認通知書」という。）により通知するものとする。

(使用承認期間等)

第5条 使用承認期間は、承認日から起算して2年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。

2 前項に規定する使用承認期間が終了し、再度使用承認を受けようとする者は、第3条の規定により使用承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料)

第6条 キャラクター等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 キャラクター等の使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、市長が付した使用条件に従うこと。
- (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 厚木市マスコットキャラクターあゆコロちゃん等デザイン使用マニュアル(以下「マニュアル」という。)に基づき、正しく使用すること。
- (4) デザインの改変等応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (5) キャラクター等のイメージを損なう使用をしないこと。
- (6) 厚木市マスコットキャラクター「あゆコロちゃん」には、マニュアルのロゴマークを付記すること。ただし、スペース等の関係により、ロゴマークを付記することが困難な場合は、「c厚木市」の付記をもって代えることができる。
- (7) 前号の規定にかかわらず、ロゴマーク又は「c厚木市」を付記することが困難な場合は、市長が認めた表記方法とすること。
- (8) キャラクター等を使用して作成し、又は製造する物件(以下「使用物件」という。)は、完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (9) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(承認内容の変更)

第8条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、厚木市マスコットキャラクター「あゆコロちゃん」等使用変更承認申請書(第4号様式。以下「使用変更承認申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用変更承認申請書の提出があった場合、その内容を審査し、変更を承認するときは、使用者に使用(変更)承認通知書により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により審査の結果、変更を承認しないときは、申請者に使用(変

更) 不承認通知書により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に厚木市マスコットキャラクター「あゆコロちゃん」等使用承認取消書(第5号様式。以下「使用承認取消書」という。)により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。

4 市長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第10条 前条の規定によりキャラクターの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

2 使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。

附 則

1 この要綱は、平成23年1月20日から施行する。

2 市長は、この要綱の施行後2年を目途として、第6条の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。